

# 財 務 委 員 会 規 定

## 第 1 章 総 則

第 1 条 加茂市スポーツ協会規約第 15 条に基づき、財務委員会（以下「委員会」と云う）を設ける。

## 第 2 章 目的及び事業

第 2 条 この委員会は、加茂市スポーツ協会規約第 4 条の事業に必要な資金の調達を計画することを目的とする。

第 3 条 この委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 加茂市スポーツ協会規約第 4 条の事業に必要な資金の調達計画
- (2) 上記資金の適正な運用並びに管理
- (3) その他この委員会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 組 織

第 4 条 この委員会は、次の委員を以って組織する。

- (1) 加茂市スポーツ協会の常任理事
- (2) 加茂市スポーツ協会の常任理事会で選出された理事
- (3) 事務局長

## 第 4 章 役 員

第 5 条 この委員会に、次の役員を置く。

委員長 1 名  
副委員長 1 名

第 6 条 委員長は、加茂市スポーツ協会会長の指名する委員を以ってこれに充てる。

- 2、委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

第 7 条 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

- 2、副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第 8 条 役員の任期は、2 ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

- 2、委員の任期途中で引き継いだ時は、その前委員の残任期間とする。

## 第 5 章 会 議

第 9 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

第 10 条 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開会することができない。

- 2、委員会の議決は、出席委員の過半数で決め、可否同数の時は、議長がこれを決める。

## 第 6 章 附 則

第 11 条 この規定は、平成元年 7 月 8 日から施行する。

平成 30 年 5 月 26 日 改正（一部） 7 月 20 日から施行する。